

うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール 制作業務委託 仕様書

1. 業務名

うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール制作業務委託

2. 目的

本事業は、うきは市が誇る歴史・自然・産業などの多様な地域資源を再発掘し、その魅力を凝縮したPRツールを展開することで「うきはブランド」を全国、そして世界へと発信し、「質の高い観光体験の創出」を目的とする。

また受け入れ環境の整備として、観光農園等でのマナー向上に向けた多言語動画を制作し、地域資源の価値を保護しつつ、地域と観光客が共生できる持続可能な観光地づくりを推進していく。

3. 業務内容

うきは市の指示または協議により、うきは市観光PR及び外国人等観光客マナー向上ツール制作業務の企画立案、編集、制作、各種調整等を行う業務であり、具体的な内容は下記のとおりとする。

(1) うきは市観光パンフレット

うきは市の観光地や各種イベント等の観光情報の発掘と情報発信を目的とした、外国語も対応した総合観光パンフレットの制作。

- ① 印刷部数：日本語版 10,000部
外国語版 15,000部（英語、韓国語、繁体字）※5,000部×3種
- ② 規格：日本語版 中綴じA4版20ページ以下、オールカラー
外国語版 中綴じA4版8ページ以下、オールカラー（3種）
- ③ 成果物：
うきは市観光パンフレット（日本語版） 10,000部
うきは市観光パンフレット（外国語版） 15,000部
Adobe illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。
（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのデータ、PDFファイル）
- ④ 納期：令和9年3月12日（金）
- ⑤ その他：撮影を必須とすること（撮影は40カット程度を想定）。その他、協議による。

(2) うきは市外国人等観光客マナー啓発動画

企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響製作、著作権処理等の業務を行い、観光マナー啓発動画（2種類）を日本語および3言語（英語、韓国語、繁体字）で制作。

【その1】

- ① 数量：1本
- ② 内容：うきは市への外国人等観光客マナー啓発
- ③ 規格等：

サイズ 1920 (高) ×1080 (幅)
Instagram等SNSでの掲載を想定
長さ 1分程度
BGM あり
テロップ あり (日本語、英語、韓国語、繁体字)
ナレーション あり (日本語、英語、韓国語、繁体字)
字幕 あり (日本語、英語、韓国語、繁体字)

④ 納期 : 令和9年3月12日 (金)

⑤ その他 :
アニメーションなどを使用し、分かりやすく伝える工夫をすること。
BGMやナレーターのコストは製作費に含めること。
撮影を必須とすること。その他、協議による。

【その2】

① 数量 : 1本

② 内容 : うきは市への外国人等観光客マナー啓発

③ 規格等 :
サイズ 1080 (縦) ×1920 (横)
YouTube、デジタルサイネージ、SNS等での掲示を想定
長さ 1分程度
BGM あり
テロップ あり (日本語、英語、韓国語、繁体字)
ナレーション あり (日本語、英語、韓国語、繁体字)
字幕 あり (日本語、英語、韓国語、繁体字)

④ 納期 : 令和9年3月12日 (金)

⑤ その他 :
アニメーションなどを使用し、分かりやすく伝える工夫をすること。
BGMやナレーターのコストは製作費に含めること。
撮影を必須とすること。その他、協議による。

4. 業務期間 契約締結日～令和9年3月12日

5. 業務体制

- (1) 本事業にあたっては、経験豊富なプロジェクトマネージャー (PM) を1名以上配置し、事業の進行及び事業の成果に責任を持つ役割を担うこと。また、PMに不慮の事故や体調不良が生じた場合、業務遂行に支障をきたさぬよう支援体制を予め構築し速やかに対応できるよう体制を構築しておくこと。
- (2) あらかじめうきは市と調整したスケジュールで行なうこと。
- (3) 専任のスタッフ (ディレクター、デザイナー) を確保すること。特にデザイナーはうきは市の施策、歴史、文化、観光等に精通した者であること。

6. 留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行なうこと。
- (2) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、うきは市の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- (4) 文字原稿を含む全ての原稿（写真、地図、イラスト等を含む）を作成すること。
ただし、うきは市が作成、提供するものを除く。
- (5) 編集、デザイン、レイアウトについては、うきは市の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行なうこと。
- (6) 校正・確認、納品
校正作業は、うきは市が校了と判断するまで行なうものとする。

7. 企画コンセプト

- (1) うきは市観光パンフレット（外国語対応版含む）
 - ① “うきは”を全国・世界にプロモーション展開するためのツール。
 - ② 「体験」や「物語」を重視する現代の旅行者ニーズを的確に捉え、共感と興味を喚起する質の高い情報を提供できるものとする。
 - ③ うきは市の地域資源、観光スポット等を発掘し、何を楽しめるのかという情報を、写真やイラストを多用することによって視覚的に紹介し、うきは市の観光の訴求力向上に資する内容とすること。
- (2) うきは市外国人等観光客マナー啓発動画
 - ① 観光体験におけるマナー啓発を目的としたツール。
 - ② マナー向上を「規制」ではなく「心から楽しむためのツール」と定義し直し、観光客にとってもポジティブな側面を印象付けること。
 - ③ うきは市公式キャラクター「うきぴー」が動画内でガイド役を務めるなど、幅広い層（子どもから外国人観光客まで）に親しみやすい雰囲気を作ること。

8. 計画書及び成果品の提出等

- (1) 受託者は、契約締結前に「計画書」を提出し受託者の承認を受けたうえで着手届けを提出すること。
- (2) 受託者は、業務の成果概要を説明するための資料（パワーポイント資料等）を作成し、受託期間中、毎月、提出すること。
- (3) 受託者は、次の書類を提出し、受託者の承認を受けなければならない。
 - ① 事業実績報告書
 - ② 各種成果品（上記のとおり）

9. その他

- ① 今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利はうきは市に帰属し、納品後自由に使用することができるものとする。
- ② 受託者は、仕様書に定めのない事項が発生した場合や、不明な点及び疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- ③ 当該仕様書に定めた事項については、企画コンペの内容及び協議により、必要に応じて加筆修正するものとする。